

# 事務所便り

平成27年11月号

平成27年11月20日

鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田 直善

税理士 鎌田 ふくみ

通知カードの発送が始まりました。企業が従業員の個人番号を収集するタイミング等について、今一度、ご確認下さい。なお、私どもの事務所にマイナンバーをお知らせくださる際には、直接スタッフにお渡しください。メールでの送受信は誤配等のリスクがありますので、避けるようお願いいたします。

## マイナンバーの収集管理について

公認会計士 鎌田 直善

### <マイナンバー関連システムの改修費用>

マイナンバー制度にシステム対応することを考慮されていませんか。既存の給与計算システム等にセキュリティ対策をする等のシステム改修（バージョンアップ）費用は「修繕費」です。一方、従来使用の給与計算ソフトとは別に、セキュリティ対策ソフトを購入する場合は、資産計上が必要です。耐用年数は5年です。

### <マイナンバーが必要になる時期>

平成28年1月以降、入退社の手続きに必要です。

健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届・喪失届などに個人番号の記載が求められます。また、税務署に提出する源泉徴収票にも記載が必要です。

### <個人番号の収集方法と収集時期>

個人番号の収集方法として、扶養控除等申告書に記載してもらうことが考えられます。平成27年の年末調整時期(27年末)に、平成28年分の扶養控除等申告書の同時提出を促し、平成27年末の扶養家族の確認を行っていると思います。税務署からの平成28年分申告書用紙も平成27年の年末調整に合わせて送付されてきます。

平成27年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合に、個人番号を記載してもらうことは許容されています。強制はできませんが、通知カード発送日合わせて収集するのが便宜的でしょう。

再々になりますが、平成27年分給与所得の源泉徴収票には、個人番号は必要としませんが、平成28年分からは必要です。

平成28年分の源泉徴収票（税務署提出用）を作成するために、従業員から個人番号を取得する手段として、平成27年中に提出された平成28年分扶養控除申告書に個人番号の補完記入を求めることは差し支えないとされています。

従業員の退社にあたって個人番号を収集することは、事務作業を繁雑にすることが予測されますので、あらかじめ、平成28年分扶養控除申告書に個人番号の記載を促し、それが困難な場合は、年初に追加記入をしてもらうなどで、初年度の不測の事態に備えるのがよいと思います。

### <本人確認>

個人番号の提出に際しては、本人確認を行うこととされています。扶養控除申告書には

扶養家族等の個人番号の記載も必要ですが、扶養家族等の本人確認は企業が行わず、従業員本人が行います。

<保存期間>

扶養控除申告書・退職所得の受給に関する申告書は7年間の保存義務があるため、記載された個人番号はその間保存義務があります。

## 長期所有土地等の所得の特別控除について

スタッフ 安藤 光徳

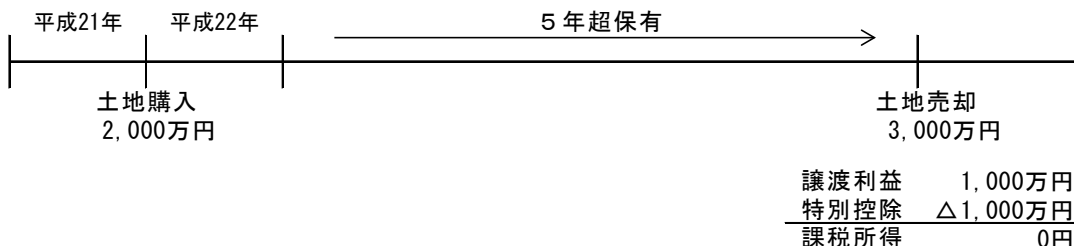
平成21年度の税制改正により、法人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地等（※1）で、その所有期間が5年超（※2）である土地を譲渡した場合には、その譲渡利益金額のうち年1,000万円までの金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました。（租税特別措置法第65条の5の2）

（※1）土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものは除きます。

（※2）その土地等の取得をした日の翌日から譲渡をした日の属する年の1月1日までの期間が5年を超えるものをいいます。

ただし、次に掲げる土地等の取得は特例の対象にはなりません。

- ・その法人と特殊の関係のある個人又は法人からの取得
- ・合併、分割、贈与、交換、出資等による取得
- ・所有権移転外リース取引又は代物弁済による取得



上記の長期所有土地等の特別控除は、個人の譲渡所得についても適用になります。

特例を受けるための主な要件は以下になります。

- ・平成21年に取得した土地等は平成27年以降に譲渡すること、  
また、平成22年に取得した土地等は平成28年以降に譲渡すること
- ・親子や夫婦など特別な間柄にある者から取得した土地等ではないこと
- ・相続、遺贈、贈与、交換等で取得した土地等ではないこと

平成21年、22年に取得した土地はありませんか。

今後、土地を売却した場合、特別控除が適用になる可能性があります。

詳しくはスタッフにご相談ください。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の退勤時間は6月～11月まで、17時です。

よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。